



Title	平仮名字体意識と明治期読本〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	岡田, 一祐
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第11628号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58735
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Kazuhiro_Okada_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（文学） 氏名 岡田 一祐

学位論文題名

平仮名字体意識と明治期読本

明治期は、平仮名の歴史のなかで、ただいちど字体に対する統制が加えられた時期として、ほかに類を見ない時期である。平仮名の字体は、その成立より明治に到るまで書き手の自然に任されてきたが、西洋化にともなう啓蒙専制の風はそれを一挙に革めしめた。この統制の結果として、現代用いられている仮名字体が成立したのである。

このような統制の背後には、字体意識の形成がおおきく係わっているものと考えられる。従来の研究においても字体意識に対する認識は当然ながら存在していたが、史的变化の説明をする際にごく簡単に触れられるだけで、十分に扱われてこなかったように思われる。

明治期の平仮名字体の統制を特徴づけるものは、字体の画一化、すなわち用いる字体を選択・決定したことである。これは、平仮名の字体が、その成立期や中世文書において一音一字体に近い字体の分布を示したものと異なる。これらの「一音一字」表記では、資料ひとつひとつに用いられた字体は一音一字体となり得ても、そのような「一音一字」表記資料全体を見渡すと、ひとつに限られることはないという点で、字体の画一化とは質的に異なるのである。

このような画一化を可能とするためには、そのよりどころとなる字体に対する意識がなければならない。本論文においては、このような用いる字体に対する意識を字体意識と呼ぶことにする。この平仮名字体の画一化とその背後にあった字体意識を読本という媒体から見出すことを、本論文の主たる目的とする。具体的にはつぎのようである。

第一章「はじめに」では、導入として先行研究の検討や必要になる概念の整理を行った。第一節「明治期読本の平仮名字体意識の諸問題」では、まず、明治期の平仮名字体について、江戸期との対照、読本とそれ以外の出版物に関する先行研究をまとめ、次いで明治期読本について、読本の時代区分を行い、前史・自由発行期・調査済教科書表期・検定期の順に仮名字体教授史をまとめた。第二節「平仮名の字体をめぐる諸問題」では、字体、音類仮名、いろは仮名、異体仮名の諸概念を厳密に定義した。第三節「本稿の構成」は第二章以下の構成を述べている。

第二章「明治期読本における平仮名字体意識の形成と変容」では、明治初期の読本に用いられた字体・異体仮名表を中心に、字体意識の形成と変容を検討した。第一節「明治検定期以前の読本の仮名字体」では、江戸期の往来物・蘭学文献と明治自由発行期・調査済表期の読本の比較を行った。その結果、（一）自由発行期読本において使用字体数の抑制をしていることは、往来物とではなく、蘭学文献のような文献と繋がるものであ

ること、(二) 自由発行期読本が字体数のみ抑制し、仮名字体の選択に共通点がないことに比して、調査済表期の読本ではいろは仮名を中心とする割合が高まっていて、字体の画一化が行われていることを示した。第二節から第四節では、読本においてよく現れる、異体仮名を表にまとめたもの（異体仮名表と称す）の字体の特徴について検討した。第二節「異体仮名表の諸問題」においては、異体仮名表というものが読本にのみ現れる特徴的なものであること、そこに現れる字体は本文に用いられる字体と関係がなく、また、すでに用いられることが稀な字体になっていることがまあることを述べた。第三節「教科書に用いる仮名字体 往来物における濁音仮名からみえるもの」では、この稀な字体を教育用に用いる背景になるものとして、往来物における難字の使用との係わりを検討した。この例として、濁音を現すための仮名字体が用いられたものを検討した。この濁音のための仮名字体は、過去を再現する目的で江戸期にいたって平仮名に取り入れられたものと考えられるものであるが、それが往来物や教科書に取り入れられている背景として、このような字体を教養とし、触れさせるべきであるとする志向があることが窺われた。第四節「例に示す仮名と実際に用いる仮名の一致について」では、異体仮名表が検定期後期読本には見られなくなることを、大槻文彦の『言海』と『大言海』との字体に関する凡例の差と対比させながら検討した。これは、仮名字体数のおおさに対する抑制的な声の高まりから、教養よりも実用を優先する方向へと変化しつつあったことを示すものと考えられる。

第三章「小学校令施行規則第一号表に到るまで」では、現代の平仮名字体を法令によって規定した小学校令施行規則第一号表を中心に、現代の平仮名字体がどのように規定されたのかを検討した。第一節「小学校令施行規則第一号表贅注」では、第一号表とその本文が持つ問題を整理し、法の目的や制定経緯などを確かめた。その結果、先行する字体改革案とのかかわりや、いろは仮名を改め現行の仮名とする形式を取った理由などが問題となった。これを受けて、第二節「江戸期のいろは仮名」から第三節「明治期のいろは仮名」においては、それぞれ江戸期・明治期におけるいろは仮名の集合のメンバーがなんであったか明確にすることを目指した。江戸期においては往来物、明治期においては読本のいろは図を資料とし、また、特異な字体を用いるものを除外することで、安定した集合が得られることを示した。明治期においても、いろは仮名を安定して示す資料が存在していたことは重要な結果である。第四節「明治検定期読本における平仮名字体」では、検定期読本における字体に対する統制を検討した。その結果、検定期以降、すくなくとも入学から最初の半期までのあいだに用いる巻においては、異体仮名を用いないようになったこと、またそれは政策的に行われたことを示した。これは第一号表の政策的な前段階をなすものであり重要である。第五節「平仮名」が指すものとその遷ろいにおいては、平仮名という語の意義に立ち返り、その指示対象の変化を考察した。「平仮名」は、本来いろは仮名を意味する語として文献上に現れたことが近年あきらかにされたが、それが現代の仮名をなぜ意味するようになったのかを、近代文法書における説明を中心に検討したものである。その結果、明治期にいたって、平仮名という語が指すものが、いろは仮名を中心とした簡単な字体になり、最終的に草体仮名全体を意味するようになったことがあきらかになった。

第四章「おわりに」では、議論の総括と今後の展望を述べた。明治期に仮名に対して簡

単な字体を画一的に使おうという意識が人々に生まれ、その字体としてすでに存在していた「いろは仮名」が選ばれた。「いろは仮名」は時代をつうじて手本としての字形の典型性を維持していたが、明治期に平仮名と同一視されて平仮名に吸収された結果、一部の字体に交代を生じ、小学校令第一号表を契機に平仮名とその字体として固定化して現代に至った。本論文の議論から、このように結論できる。